

山口斎場・里塚斎場における PPP/PFI 導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務
公募型企画競争 提案説明書

令和2年6月

札幌市保健福祉局保健所生活環境課

1 業務名

山口斎場・里塚斎場における PPP/PFI 導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務

2 業務の目的

札幌市内には現在、里塚斎場・山口斎場の2つの斎場（火葬場）があるが、少子高齢化の進展に伴い、火葬件数が増加し続けることや、山口斎場の PFI 契約の 2025 年度末での満了や、里塚斎場の老朽化・機能的不具合など、多岐にわたる事項を考慮して、今後の斎場運営・施設整備を進めていく必要がある。

本業務では、2つの斎場の効果的・効率的な運営手法と里塚斎場の整備手法について総合的に調査・検討を行うものである。

3 既存斎場（火葬場）の諸元

| | 山口斎場 | 里塚斎場 |
|-----------|--------------------------|----------------------------------|
| 階数 | 地上2階 | 火葬棟：地上2階、地下1階 待合棟：地上2階 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 | 火葬棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 待合棟：鉄筋コンクリート造 |
| 運営形態 | PFI 事業（BOT方式） | 直営（一部委託） |
| 新築（供用開始） | 2006年4月 | 1984年7月 |
| 大規模修繕 | | 2007年6月～08年3月 |
| 敷地面積 | 40,000 m ² | 23,970 m ² |
| 建築面積 | 9,366 m ² | 6,108 m ² |
| 延床面積 | 12,835 m ² | 8,560 m ² |
| 火葬炉数 | 29基 | 30基 |
| 焼却炉数 | 1基 | 1基 |
| 告別室 | 2室 200 m ² | 2室 140 m ² |
| 収骨室 | 14室 630 m ² | 8室 256 m ² |
| 待合室 | 31室 1,488 m ² | 30室 1,200 m ² |
| 霊安室 | 1室 最大3体 | 1室 最大3体 |
| 待合ホール | 320 m ² | 197 m ² |
| エントランスホール | 500 m ² | |
| 駐車場 | 10,000 m ² | 3,000 m ² |

4 業務の内容

札幌市内には現在、里塚斎場・山口斎場の2つの斎場（火葬場）があるが、少子高齢化の進展に伴い、火葬件数が増加し続けることや、山口斎場のPFI契約の2025年度末での満了や、里塚斎場の老朽化・機能的不具合など、多岐にわたる事項を考慮して、今後の斎場運営・施設整備を進めていく必要がある。

本業務では、2つの斎場（火葬場）の運営及び整備に採用する手法についての検討を行うに際して、各検討段階において必要となる情報や資料の収集・整理を行うとともに、本市の検討に対する助言や補助等を行い、各検討内容等を踏まえての調査結果をまとめるものである。

現段階で想定している検討の流れ等は以下のとおりとなる。

(1) 斎場（山口・里塚）の運営手法について

ア 運営手法や類型の整理

(ア) 他都市事例等の調査・整理

以下のような事例を中心に、参考となるPPP/PFI導入事例について調査・整理を行う。

- a PPP/PFI手法により整備された施設のPPP/PFI契約満了後に再度PPP/PFI手法を導入した事例(山口斎場への導入を想定)
- b 公設公営の施設に途中からPPP/PFI手法を導入した事例(指定管理単独の事例を除く、里塚斎場への導入を想定)
- c 複数の施設を一括で管理運営するためにPPP/PFI手法を導入した事例(2斎場一括での導入を想定)

(イ) 斎場の運営手法の検討

現在候補として想定している以下のPPP/PFI手法を基本として山口斎場及び里塚斎場の運営に適用しうる運営手法を検討すること。

- a PFI手法のR0方式（山口斎場の火葬炉改修・入替を想定）
- b PPP手法の指定管理と包括的民間委託の組み合わせ

(ウ) リスク分担の検討

設定した各運営手法に係るリスクの抽出、分析、整理等を行い、市と事業者のリスク分担（範囲、内容、負担割合等）について検討・整理する。

イ 評価

(ア) 定量評価

ア(イ)の運営手法ごとに山口斎場のPFI契約が満了する2026年度から2035年度までの10年の事業期間を基本に、複数の事業期間を設定し、事業期間ごとのPSC(Public Sector Comparator)、LCC(Life Cycle Cost)、VFM(Value For Money)の算出や年次別の財政収支等の財務シミュレーションを作成し、定量的側面から評価する。

(イ) 定性評価

ア(イ)の運営手法ごとに財政負担の平準化、事業効果の向上、ア(ウ)のリスク

分担などの定性的な側面から、課題や留意事項、メリット、デメリット等を整理し評価する。

(ウ) 総合評価

(ア)、(イ)の結果に基づき、ア(イ)の運営手法ごとの適用可能性を総合的に評価・比較する。

ウ 事業者選定等のスケジュール作成

イ(ウ)の総合評価結果に基づき本市が選定可能な（複数ある場合は個別に）運営手法で本事業を進めていく際の事業者選定等のスケジュールを作成する。

(2) 里塚斎場の整備手法

里塚斎場及び山口斎場の火葬実績、施設構造(火葬炉、収骨室数など)、改修実績（里塚斎場は2019年度に実施している耐用年数の調査結果、山口斎場は火葬炉改修方法についての検討結果を参考とする）等や、本市から提示する火葬件数の将来推計をもとに、火葬需要に応えるための具体的な整備手法について、下記(ア)に例示するものを基本として検討すること。また、整備手法ごとに下記(イ)に列挙する事項について、併せて評価・検討すること。

なお、(イ) 評価項目のうち、「a 総事業費」については、費用比較のため、整備手法による影響の受けない想定での火葬場整備事業費についても明らかにすること。他の評価項目についても整備手法による影響の受けない想定で評価可能なものがあれば言及すること。

(ア) 整備手法

- a 敷地外隣接地への建替え
- b 現地への建替え(駐車場等に仮設待合棟を建設する)
- c 現施設の改修・増築

(イ) 評価項目

- a 総事業費、整備期間
- b 実現性(地形や地質などを踏まえた判定)
- c 火葬能力の向上効果
- d 工事に伴う近隣住民や斎場利用者・運営事業者、里塚霊園墓参者への影響
- e 改修・増築等により火葬能力が減少する期間がある場合の対応

(3) その他

ア 打合せ

業務の進行・検討状況に合わせ、円滑に進むよう適切なタイミングに本市と打合せを行うこと。

イ 業務進捗状況確認

業務スケジュールに基づき、定期的に業務の進捗状況について確認を行う。

ウ 報告書の作成

ア、イを踏まえて、報告書を作成する。

5 貸与資料

検討のため必要な資料を協議のうえ随時貸与する。

6 再委託について

受託者は業務の一部について再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分（業務方針の策定、進行管理、事業スキームの総合評価、委託者との打合せ）の再委託及び総括責任者を協力会社の者とすることは認めない。

なお、再委託を行う場合、業務範囲及び選考する業者について、事前に書面により委託者の承諾を得ること。また、再委託を行う会社は札幌市競争入札資格者名簿に登録されている者であり、参加停止等の措置を受けていないことを条件とする。

7 成果品

報告書の提出を求める。詳細は業務仕様書（案）を参照すること。

8 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

(2) 告示日

令和2年6月15日

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月19日（金）まで

9 予算規模（契約限度額）

11,485,000円（消費税及び地方消費税を含む）。

10 企画提案を求める項目

(1) 過去の業務実績

PPP/PFI導入可能性調査やPPP/PFIのアドバイザー業務、その他PPP/PFI及び公共施設に関する調査・検討業務の実績を示すこと。

(2) 業務計画案

本業務における調査・検討方法、業務スケジュール、執行体制等について示すこと。

(3) 参考事例分析

PPP/PFI手法により整備された施設の更新時に再度PPP/PFI手法を導入した事例や公設公営の施設に途中からPPP/PFI手法を導入した事例について、本市の斎場（火葬場）の運営及び整備において参考となるものを数例示すとともに、里塚斎場の老朽化・機能的不具合などへの現段階で想定する対応策・解決策について、運営上の課題等を含めて考えを示すこと。

(4) 報告書の構成について

現段階で想定する本業務の報告書（最終成果品）の構成イメージを提示すること。
また、本業務を的確かつ円滑に進めるために特に重要となる調査事項を示し、どのような点に注意して調査・検討を進めるべきか、そのポイント及び解決策について示すこと。

(5) 独自提案

「4 業務の内容」に示す調査・検討すべき事項や付加できる事柄がある場合は、その理由を付して提案すること。

11 参加の手続きに関する事項

(1) 日程（予定）

| 手続き | 日程 |
|---------------------|---------------------|
| 企画提案の公募開始 | 令和2年6月15日（月） |
| 質問書の提出期限 | 令和2年6月19日（金） |
| 企画提案書等提出期限 | 令和2年7月17日（金）17時（必着） |
| 参加資格の確認及び一次審査（書類審査） | 令和2年7月20日（月） |
| 二次審査（ヒアリング） | 令和2年7月29日（水）【予定】 |

※提出期限については、それぞれの期限日の17時必着とする。

(2) 提出書類

下記の提出書類について、同じ綴りで各10部（正本1部、副本9部）並びにPDFファイル形式の電子媒体(CD又はDVD) 1部を、企画提案書等提出期限（7月17日(金) 17時必着）までに担当部局へ持参又は郵送により提出すること。なお、提出された書類等は返却しない。

| 提出書類 | 備考 |
|------------|---|
| 参加意向申出書 | ・様式1 |
| 企画提案書 | ・A4（左綴じ）、インデックス等は付さない ・自由様式 ・表紙に会社名、会社所在地、代表者職・氏名を記載 ・正本はホチキス留めし、社印を押印 ・副本はクリップ留め ・ページ数は表紙を除き20ページ程度 |
| 業務従事者（再委託） | ・様式2 ・再委託を行う場合のみ提出 ・従事者1名につき1枚作成すること |
| 参考見積書 | ・自由形式 ・見積の根拠が分かるように記載 ・業務ごとの内訳金額、人工についても記載すること |

(3) 質問の受付及び回答

質問は提出期限（6月19日（金）17時）までに質問書（様式3）を原則として電子メールにより提出すること。その際の電子メールの件名は「斎場に関する調査プロポーザル（質問書）」とすること。なお、提案内容と関連しない項目（参加意向申出書の記載方法等）については電話での質問も認める。

また、質問書により受理した回答は、質問を受理した日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に質問者へ回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「保健福祉局保健所 入札・契約等情報」のページに掲載する。

12 選定方法

「山口斎場・里塚斎場におけるPPP/PFI導入可能性調査及び里塚斎場施設整備検討業務に係る企画競争等実施委員会（以下「実施委員会」という。）」の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については「13 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査においては、「評価項目及び評価基準表」の評価項目「(1) 過去の業務実績」及び「(2) 業務の執行体制及びスケジュール」に基づき評価を行う。

ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者に通知する。

エ 一次審査の通過者数は5者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

(2) 二次審査

ア 一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1企画提案者当たり約20分（提案説明10分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う（二次審査の対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性がある）。

エ 二次審査においては、「評価項目及び評価基準表」のすべての評価項目に基づき実施委員会が評価（以下「採点」という。）を行う。

オ 採点の最低基準点は総合得点（満点）の6割と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、入選者として選定する。

カ 実施委員会による採点と同点の場合、委員全員の協議により入選者を選定する。

(3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が「13 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。入選者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知することとし、選定の結果に対する質問については、原則として文書にて担当部局に提出すること。

13 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和2～3年度札幌市競争入参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でない者。
- (6) 本業務において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

14 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有すること

となったとき

15 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明等に定める手続き、方法等を遵守しない者

16 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない、もしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

17 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

18 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権をはじめとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

19 その他の留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 札幌市が提出した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。

20 問い合わせ先（担当部局）

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19

札幌市保健福祉局保健所生活環境課 相馬、坂井

TEL : 011-622-5182 FAX:011-622-7311

電子メールアドレス : seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

ホームページ : <http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>